図書検討会　設置要綱

第１条　市立函館病院（以下「病院」という。）における職員用図書室および患者図書室の円滑な運営に資するため、病院に図書検討会を設置する。

第２条　図書検討会（以下「検討会」という。）は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
⑴　職員用図書室および患者図書室の運営に関すること
⑵　職員用図書室および患者図書室の蔵書構成に関すること
⑶ 医療文献検索ツールおよび電子ジャーナルに関すること
⑷　その他図書に関し必要な事項に関すること

第３条　検討会は、医局、看護部、医療技術部門、地域連携課、庶務課、図書室から若干名をもって構成する。
２　委員は病院長が指名する。

第４条　検討会に委員長１人を置く。
２　委員長は、病院長が指名する。
３　委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

第５条　会議の開催は、年２回とする。
２　前項に定めるもののほか、委員長が必要と認めるときは、会議を開くことができる。
３　会議は、委員長が招集する。
４　患者図書室における寄贈図書の受入れ可否について、メールにて審議する。

第６条　事務局は庶務課に置くこととする。

第７条　検討会の運営に関しこの要綱に定めのない事項については、委員長が検討会に諮って定める。

附則
この要綱は、平成１７年１２月１日から施行する。
平成１９年９月４日改訂
令和７年１月２９日改訂
令和８年７月１日改訂